# 前橋市官製談合事件 原因分析及び再発防止に関する意見書

令和4年2月

前橋市官製談合原因究明調査委員会

# 目次

第1	はじめに	1
第 2	事件の概要	3
第3	原因の分析	9
第4	再発防止策の検討	13
第5	総括	16

#### 第1 はじめに

#### 1 調査委員会設置の経緯

令和3年4月7日、前橋市職員が「入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律違反」及び「公契約関係競売入札妨害」の疑いで逮捕された。

前橋市では、この事件を受け、原因の分析及び再発防止策を検討するため、令和3年4月12日に「前橋市官製談合原因究明調査委員会」(以下、「調査委員会」とする。)を設置した。

#### 2 調査委員会の所掌事項

前橋市官製談合原因究明調査委員会設置要綱第2条の規定により、調査委員会は

- (1) 当該事件の原因を分析すること
- (2) 再発防止策に関すること

を所掌事項とし、取りまとめ結果を市長に意見として報告する。

#### 3 委員の構成

調査委員会は、以下の委員により構成する。

区分	所属・職	名前
委員長	前橋市 副市長	戸塚 良明
副委員長	前橋市 公営企業管理者	稲垣 則行
委員(外部)	弁護士	石原 栄一
委員(外部)	公認会計士	廣瀬 信二
委員 (外部)	群馬大学 教授	西村 淑子
委員(外部)	群馬県 前橋土木事務所長	塚越 保典
委員	前橋市 総務部長	高橋 宏幸
委員	前橋市 建設部長	長岡 道定

(敬称略)

#### 4 調査委員会で確認した資料

調査委員会では以下の資料を確認した。

- (1) 逮捕・起訴された職員の証言記録
- (2) 裁判の傍聴結果及び裁判記録
- (3) 起訴の対象となった入札に参加した業者の聴取結果
- (4) 職員の逮捕を受け前橋市が実施した職員アンケートの結果

# 5 調査委員会の開催状況

開催日	主な議題
第1回	(1) 前橋市官製談合原因究明調査委員会の進め方について
R3.6.9	(2) 事件の概要及び対応等について
	(3) 職員アンケートの結果について
	(4) 原因分析及び再発防止策に関する意見の集約について
第2回	(1) 裁判傍聴結果について
R3.8.4	(2) 意見集約の結果及び再発防止策の検討について
	(3) 原因分析及び再発防止に関する意見書の作成について
第3回	(1) 裁判傍聴結果について
R3.10.6	(2) 原因分析及び再発防止に関する意見書(案)について
	(3) 意見書作成の今後の流れについて

# 第2 事件の概要

1 逮捕及び起訴された職員<sup>1</sup>

所属・職名	名前	年齢	
総務部契約監理課 課長補佐	薊 礼二	50歳	

#### 2 関係業者及び関係者

今回の事件では、以下の2名も逮捕及び起訴された。

- ・株式会社女屋スポーツ工事 元代表取締役 女屋 正
- ·株式会社深沢組<sup>2</sup> 元代表取締役 深澤 良一

#### 3 起訴の概要

(1) 令和3年5月17日起訴

- ・入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為 の処罰に関する法律違反(以下、「官製談合防止法違反」とする。)
- · 公契約関係競売入札妨害
- ① 薊礼二は、前橋市が令和2年6月26日に執行した「農山漁村地域整備交付金農業集落排水事業(機能強化)込皆戸処理施設脱水機棟建築工事」に係る指名競争入札に関し、職務に反し、深澤良一に対し、秘密情報である予定価格を教示し、株式会社深沢組に予定価格に近接する金額で落札させ、偽計を用いるとともに公正を害すべき行為をした。
- ② 薊礼二は、前橋市が令和2年7月8日に執行した「社資交(狭あい)道路改良工事(道建第1号)」に係る指名競争入札に関し、職務に反し、深澤良一に対し、秘密情報である予定価格を教示し、株式会社深沢組に予定価格に近接する金額で落札させ、偽計を用いるとともに公正を害すべき行為をした。
- ③ 薊礼二は、前橋市が令和2年11月5日に執行した「下細井団地西公園遊戯施設整備工事(社資交第3号)」に係る指名競争入札に関し、職務に反し、女屋正に対し、秘密情報である予定価格を教示し、株式会社女屋スポーツ工事に予定価格に近接する金額で落札させ、偽計を用いるとともに公正を害すべき行為をした。

<sup>1</sup> 逮捕時(令和3年4月7日)の所属及び年齢

<sup>2 「</sup>株式会社深沢組」は令和3年2月26日に商号を「株式会社深沢」に変更

④ 薊礼二は、前橋市が令和2年12月1日に執行した「石関公園遊戯施設整備工事 (社資交第4号)」に係る指名競争入札に関し、職務に反し、女屋正に対し、秘密情報である予定価格を教示し、株式会社女屋スポーツ工事に予定価格に近接する金額で落札させ、偽計を用いるとともに公正を害すべき行為をした。

#### (2) 令和3年6月4日起訴

- ・収賄
- ·加重収賄
- ① 薊礼二は、女屋正から、令和2年3月24日頃、前橋市が執行する工事の指名競争入札に関し、株式会社女屋スポーツ工事が有利かつ便宜な取り計らいを受けたことに対する謝礼及び今後も同様の取り計らいを受けたいとの趣旨に供与されるものであることを知りながら、ビール共通券100枚(8万6,900円相当)の供与を受け、自己の職務に関して賄賂を収受した。
- ② 薊礼二は、女屋正から、令和2年12月10日頃、令和2年10月23日から令和2年12月1日までの間に開札が行われた前橋市が執行する工事3件の各指名競争入札に関し、自己が職務上知ることができた入札に関する秘密情報である予定価格を女屋正に教示して職務上不正な行為をしたことに対する謝礼として供与されるものであることを知りながら、ビール共通券100枚(8万4,500円相当)の供与を受け、職務上不正な行為をしたことに関して賄賂を収受した。

#### 4 起訴の対象となった事案

(1) 入札の実施状況

(税抜き)

入札実施	件名	予定	落札	落札	落札
時期		価格	価格	率	業者
	農山漁村地域整備交付金農業集落排	3,744	3,690		
R2.6.26	水事業(機能強化)込皆戸処理施設	万円	万円	98.6%	深沢
	脱水機棟建築工事	7111	7111		組
R2.7.8	社資交(狭あい)道路改良工事(道	1,149	1,130	98.3%	<b>水</b> 且
	建第1号)	万円	万円	90.370	

R2.10.23	さくら公園運動施設設置工事(第3	303	270	00.10/	
	7号)3	万円	万円	89.1%	女屋
R2.11.5	下細井団地西公園遊戲施設整備工事	405	390	96.3%	スポ
	(社資交第3号)	万円	万円	90.3%	ーツ
DO 10 1	石関公園遊戲施設整備工事(社資交	367	345	04.00/	工事
R2.12.1	第4号)	万円	万円	94.0%	

#### (2) ビール共通券の収受

時期	内容	収受場所	
R2.3.24 頃	ビール共通券 100 枚	市役所本庁舎9階から10階	女屋 正
K2.3.24 頃	(8万 6,900 円相当)	の間の東側階段	女屋 正
R2.12.10 頃	ビール共通券 100 枚	市役所本庁舎9階から10階	女屋 正
K2.12.10 頃	(8万4,500円相当)	の間の東側階段	女屋 正

#### (3) その他の事案

薊礼二は、起訴の対象となった事案を含め、女屋正に対する平成30年10月頃から7件の入札の予定価格漏えいについて、女屋正からの平成30年6月頃から7回のビール共通券の収受(計700枚)について、深澤良一に対する平成30年6月頃から6件の入札の予定価格漏えいについて、深澤良一からの平成30年10月頃から3、4回のビール共通券の収受(収受した回数及び枚数は不明)について、裁判でその事実を認めている。

#### 5 事件の経緯

(1) 薊礼二が女屋正及び深澤良一と知り合った経緯

#### ① 女屋正と知り合った経緯

薊礼二は、公園管理課に在籍していた平成5年頃、公私で慕っていた先輩の職員 (平成22年に退職)(以下、「元職員」とする。)から、業務で株式会社女屋スポーツ工事元代表取締役女屋正を紹介された。薊礼二は、女屋正から業務に関する専門的なアドバイスなどをもらっていた。

薊礼二は、農村整備課に在籍していた時には農村公園の整備について、公園緑地課に在籍していた時には台風で破損したグラウンドネットの緊急修繕などを株式会社 女屋スポーツ工事に依頼していた。

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> さくら公園運動施設設置工事(第 3 7 号)に係る指名競争入札は、官製談合防止法違反 等の起訴の対象となっていないが、収賄等の対象となった入札である。

#### ② 深澤良一と知り合った経緯

薊礼二は、道路管理課に在籍していた平成17年頃、元職員から、業務で株式会社 深沢組元代表取締役深澤良一を紹介された。薊礼二は、道路に穴が空いた際の補修や 側溝が溢れた際の対応などを株式会社深沢組に依頼していた。

#### (2) 元職員からの指示

薊礼二は、平成30年頃、元職員から、株式会社女屋スポーツ工事及び株式会社深沢 組を含む複数の業者について、面倒を見てもらいたいとの指示を受けた。

(3) 女屋正に対する予定価格の漏えい及び女屋正からのビール共通券の収受

# 【裁判で確認された女屋正からの初めてのビール共通券の収受】

平成30年6月頃 ビール共通券の収受

薊礼二は、女屋正から、亡くなった元職員の弔いとの趣旨でビール共通券100枚の供与を受け、収受した。

#### 【裁判で確認された女屋正に対する初めての予定価格の漏えい】

平成30年10月頃 予定価格の漏えい

薊礼二は、女屋正から、平成30年10月30日に執行した「(仮称)二中第三1号公園 遊戯施設整備工事(分割3号)」に係る指名競争入札に関し、女屋正が事前に提示した見積額に対する回答として、予定価格を教示した。

# 【起訴の対象となったもの】

令和2年3月24日頃 ビール共通券の収受

薊礼二は、女屋正から、ビール共通券を供与する趣旨の連絡を受け、受け取る旨の連絡をした上で、市役所本庁舎9階から10階の間の東側階段ですれ違いざまにビール共通券100枚(8万6,900円相当)を受け取った。

令和2年10月頃 予定価格の漏えい

薊礼二は、女屋正から、令和2年10月23日に執行した「さくら公園運動施設設置工事(第37号)」に係る指名競争入札に関し、「指名された業者間で調整した結果、落札することになったので、予定価格を教えてもらいたい」旨の連絡を受け、職場のパソコンを利用して予定価格を調べ、メールで予定価格を教示した。

令和2年10月27日頃 予定価格の漏えい

薊礼二は、女屋正から、令和2年11月5日に執行した「下細井団地西公園遊戯施 設整備工事(社資交第3号)」に係る指名競争入札に関し、「指名された業者間で調整 した結果、落札することになったので、予定価格を教えてもらいたい」旨の連絡を受け、職場のパソコンを利用して予定価格を調べ、電話で予定価格を教示した。

令和2年11月16日頃 予定価格の漏えい

薊礼二は、女屋正から、令和2年12月1日に執行した「石関公園遊戯施設整備工事(社資交第4号)」に係る指名競争入札に関し、「指名された業者間で調整した結果、落札することになったので、予定価格を教えてもらいたい」旨の連絡を受け、職場のパソコンを利用して予定価格を調べ、電話で予定価格を教示した。

令和2年12月10日頃 ビール共通券の収受

薊礼二は、女屋正から、ビール共通券を供与する趣旨の連絡を受け、受け取る旨の連絡をした上で、市役所本庁舎9階から10階の間の東側階段ですれ違いざまにビール共通券100枚(8万4,500円相当)を受け取った。

(4) 深澤良一に対する予定価格の漏えい及び深澤良一からのビール共通券の収受

#### 【裁判で確認された深澤良一に対する初めての予定価格の漏えい】

平成30年6月頃 予定価格の漏えい

薊礼二は、深澤良一から、前橋市が執行する入札に関し、予定価格を教えてもらいたい旨の連絡を受け、予定価格を教示した。

#### 【裁判で確認された深澤良一からの初めてのビール共通券の収受】

平成30年10月頃 ビール共通券の収受

薊礼二は、深澤良一から、前橋まつりの慰労との趣旨でビール共通券の供与を受け、 収受した。

### 【起訴の対象となったもの】

令和2年6月13日頃 予定価格の漏えい

薊礼二は、深澤良一から、令和2年6月26日に執行した「農山漁村地域整備交付金農業集落排水事業(機能強化)込皆戸処理施設脱水機棟建築工事」に係る指名競争入札に関し、「指名された業者間で調整した結果、落札することになったので、予定価格を教えてもらいたい」旨の連絡を受け、職場のパソコンを利用して予定価格を調べ、電話で予定価格を教示した。

令和2年7月2日頃 予定価格の漏えい

薊礼二は、深澤良一から、令和2年7月8日に執行した「社資交(狭あい)道路改良工事(道建第1号)」に係る指名競争入札に関し、「指名された業者間で調整した結

果、落札することになったので、予定価格を教えてもらいたい」旨の連絡を受け、職場のパソコンを利用して予定価格を調べ、メールで予定価格を教示した。

#### 6 処分の状況

#### (1) 薊礼二の処分

令和3年6月15日に開催された前橋市職員の行政処分審査委員会の審査結果を受け、令和3年6月16日付けで薊礼二を懲戒免職処分とした。

#### (2) 業者の処分

令和3年4月9日に開催された前橋市建設工事等業者指名停止審査会の審査結果を 受け、株式会社女屋スポーツ工事及び株式会社深沢組を1年間の指名停止処分とした。 指名停止の期間:令和3年4月14日から令和4年4月13日まで

株式会社女屋スポーツ工事及び株式会社深沢組による市職員への働きかけが極めて 悪質であることが、供述調書などから認められたため、令和3年11月22日に開催された前橋市建設工事等業者指名停止審査会の審査結果を受け、指名停止期間をさらに1年間延長した。

指名停止期間の変更:令和3年4月14日から令和5年4月13日まで

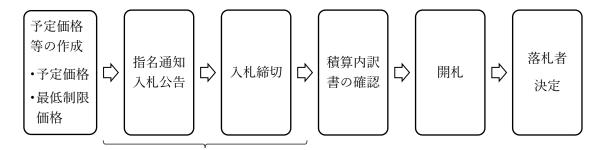
# 第3 原因の分析

今回の事件の原因には、事件を起こした職員の公務員としての倫理意識の欠如があったことが考えられるが、事件を未然に防ぐことができなかった入札制度や組織体制などにも原因があったと考えられる。調査委員会で事件の経過などを確認した結果、事件の原因となったと考えられるものは次のとおりである。

# 1 入札制度

#### (1) 予定価格の事後公表

前橋市の従来の契約制度(事件発生時点の制度)は下図のとおりであった。予定価格等を作成後に指名通知(入札公告)を行い、その後入札を締め切っていた。指名通知(入札公告)から入札締切までの間は、予定価格等は秘密情報であり、職員により漏えいする恐れのある期間であった。今回の事件は、この期間に指名業者から予定価格を聞かれ、教示したものである。



# 秘密情報が漏えいする恐れのある期間

前橋市では入札制度及び契約制度に関して具申する機関として、建設工事等入札・契約制度検討委員会及び入札監視委員会を設置している。

#### (2) 指名競争入札

今回事件が起きた入札は、いずれも指名競争入札であった。指名競争入札は業者選定 に際し、担当職員の恣意的な考えが入る恐れがある。また、市内業者のみを指名してい る場合には、業者間の連絡により、指名された業者が特定され、業者間の調整が起きる 恐れもある。

#### ▶裁判での供述 (薊礼二)

「『指名された業者間で調整した結果、落札することになったので、予定価格を確認したい』と連絡があり、不調になると業務に支障が出ると考え、予定価格を漏えいしてしまった。」

#### ≪前橋市の契約方法≫

区分	設計金額	契約方法	備考
	1 億円以上	条件付一般競争入札 (総合評価落札方式)	失格基準価格 低入札調査基準価格
建設工事	5,000 万円以上 1 億円未満	簡易型条件付き一般競争入札 (事後審査方式)	最低制限価格
事	130 万円超 5,000 万円未満	指名競争入札	最低制限価格
	130 万円以下	随意契約	
測量、コン	1,000 万円以上	条件付一般競争入札 (事後審査方式)	最低制限価格
コンサルタント業務等	50 万円超 1,000 万円未満	指名競争入札	最低制限価格
	50万円以下	随意契約	

#### 2 情報管理体制

契約事務を行う契約監理課では、入札に関する情報は、財務会計システムで管理しており、契約監理課の職員以外は情報を閲覧することが制限されていた。発注関係書類は施錠できる場所に保管していたが、契約事務を担当する職員の守秘義務が徹底されていなかったため、秘密情報を漏えいしても明るみに出ることはないだろうという気持ちが働いたと考えられる。

なお、発注を行う工事担当課でも設計図書など工事に関する書類は施錠できる場所での保管が原則であるが、適切に管理されていない部署も見受けられた。

#### 3 監視機能

前橋市では、入札及び契約手続きにおける公平性の確保と客観性及び透明性の向上を図るため、前橋市入札監視委員会を設置している。入札監視委員会では、入札及び契約手続の運用状況を対象に監視を行っているが、談合などの不正に関する調査は行っていない。入札監視委員会の監視機能が職員及び業者の不正の抑止には働かなかった。

#### 4 業者に対する処罰

前橋市では、贈賄及び不正行為を行った業者に対して、指名停止措置基準に基づき一定期間の指名停止を措置しているが、業者に対する処罰が不正の抑止には働かなかった。指名停止を受けることは業者にとっても大きな損害であると考えられるが、指名停止に対する認識が低く、安易な気持ちで予定価格を聞いていたと考えられる。

#### ▶裁判での供述(女屋正)

「前橋市からは1年の指名停止、群馬県及び群馬県内の全市町村から3か月の指名停止を受けた。会社の売上の内、7割から8割は公共事業のため大きな損害があった。」

#### 5 業者との関係

薊礼二は業務にとどまらず、前橋まつりなどの業務外でも業者と接点を持ち、業者と必要以上に親しい関係になっていたと考えられる。

また、薊礼二は私用の携帯電話を使用して業者と連絡をとっていたことが確認できた。予定価格の教示やビール共通券の収受においても私用の携帯電話を使用していた。業者との連絡に私用の携帯電話を使用することは、業務外での接点の可能性も増え、必要以上に親しい関係になるひとつの原因にもなっていたと考えられる。

#### 6 職員の意識

薊礼二は、令和2年度に契約監理課に異動し、官製談合の防止に関するマニュアルの確認や他市での事件を受けての庁内向けの啓発通知(「入札談合等防止への取り組みの徹底について(通知)」)を作成していたが、自身の事件は発覚しないだろうとの意識を持っていた。

#### ▶検察の調書(薊礼二)

「官製談合に関するマニュアルも確認していたが、ばれないと思っていた。沼田市の事件 もあり、庁内通知も作成していたが、ばれないと思っていた。」

職員アンケートの結果でも、談合に関する研修や職場での情報共有が不足していたことが判明した。

適正な入札事務を執行するため、秘密情報を漏えいしてはいけない理由、事件が発覚した場合の影響、必ず事件として発覚することなどについて、薊礼二を含め職員の意識が十分ではなかったと考えられる。

### 7 元職員からの指示

薊礼二は、既に退職していた上司であった元職員から、株式会社女屋スポーツ工事及び 株式会社深沢組を含む複数の業者について、面倒を見てもらいたいとの指示を受けてい た。 指示をした元職員は、薊礼二の直属の上司であっただけではなく、公私で慕っていた先輩の職員であったことから、薊礼二に対して強い影響力があったと考えられる。

予定価格の漏えいなどの不正行為について具体的な指示はなかったものの、薊礼二は 元職員からの指示や期待に応えたいという気持ちもあり、業者から予定価格を聞かれた 際に、教示したと考えられる。

# ▶裁判での供述 (薊礼二)

「元職員は私の上司であったり、良き先輩でもあったり、尊敬する人だった。」 「元職員から『市のために一生懸命やっている業者がいる、面倒を見てもらいたい』と話があり、業者が困っている時に何かお手伝いができればと考えていた。」

# 第4 再発防止策の検討

#### 1 入札制度の見直し

#### (1)予定価格の事前公表

職員の意識啓発を行っても、秘密情報の漏えいが起こる可能性があることから、入札 事務において秘密情報を作らない、又は漏えいできない仕組みを検討すべきである。

このため、前橋市では、今回の事件を受け、令和3年5月から建設工事の入札では、 予定価格を事前公表している。

一方で、予定価格を事前公表することは、落札価格が高止まりする可能性があること や業者の見積努力を損なわせること、業者間の談合が容易に行われる可能性があることなどから、これらのリスクについて、予定価格の事前公表を一定期間実施し、その結果を検証した上で継続するか否かの検討が必要である。

#### (2) 契約方法の見直し

前橋市では、設計金額の区分に応じて契約方法を定めているが、指名競争入札では、 業者選定に担当職員の恣意的な考えが入る恐れがあることや指名された業者間の調整 が一般競争入札の場合に比較して容易であり違法な談合を生じさせる恐れがあること、 このような業者間の調整が予定価格漏えいの誘因になる恐れがあることなどから、一 般競争入札の拡大など、契約方法の見直しを検討すべきである。

公共工事では、地域経済の活性化や緊急時における迅速な対応が求められる場合には、市内業者を対象とした指名競争入札を実施することも想定される。市内業者を対象とした指名競争入札では、業者間の調整が起きない仕組みを検討すべきである。

# 2 情報管理体制

入札に関する秘密情報の管理を徹底すべきである。秘密情報は、十分にセキュリティを 確保する(紙の書類は施錠のできるロッカーで管理する、電子データはパスワードを掛け る)とともに、当該入札に関する秘密情報の内容が公表されるまで、関係のない職員にも 情報が漏れないよう、職員間においても守秘義務を徹底すべきである。

#### 3 監視機能の強化

入札監視委員会の監視機能を強化し、不正が発生しない環境及び不正が発生してもすぐに検知できる仕組みを構築すべきである。

監視機能の強化のため、入札監視委員会の開催頻度を増やすとともに、高額な案件や落札率の高いもの、業者間で調整をしていると思われる入札を対象に、十分な監視を行う必要がある。併せて、入札監視委員会の監視結果を公表することで、職員及び業者の不正の抑止も期待される。

また、入札監視委員会は契約監理課で所管しているが、同一組織で入札の執行と監視を することは、適正な監視や指摘が出来なくなる恐れがある。入札監視委員会の監視機能の 強化及び適正化のため、入札の執行と監視の組織は分離すべきである。

#### 4 業者に対する処罰

前橋市では、業者の不正行為に対して指名停止措置基準を設け、一定期間指名停止措置を行っている。指名停止措置は、業者としても相当な損害になるが、不正の抑止には働かなかった。談合などの事件が起きた直後は、各業者も指名停止措置について認識しているが、時間の経過とともに意識も薄くなっていくと考えられる。指名停止措置が、業者の不正の抑止にも働くよう、定期的に制度を周知するとともに、処罰の厳罰化を検討すべきである。

また、事件を未然に防ぐことを目的として、不正の働きかけに対しての処罰も検討すべきである。

#### 5 業者との関係

市政遂行のためには、職員と業者の協力は必要であるが、催事や懇親会など業務外での接点を通して、職員と業者が必要以上に親しい関係になると、不正の働きかけを断れなくなる恐れがある。職員と業者が必要以上に親しい関係にならないよう、業者との接点は業務に留めるべきである。

業務中の業者対応についても、職員2人以上で対応する、来課記録を作成するなど、疑念を持たれることがないような対応を検討すべきである。

#### 6 公用電話の使用

職員が私用の携帯電話で業者と連絡をとることは、業務外での接点や必要以上に親しい関係になる恐れもあることから、業務では職場の電話を使用すべきである。災害時対応や夜間対応など、緊急時の対応が想定される場合には、業務に応じて公用の携帯電話の配備を検討すべきである。

#### 7 職員向けの研修/意識啓発

職員向けに実施したアンケートでは、過去に官製談合防止法などの研修を受けたことがある職員は11.2%にとどまり、職場内での官製談合防止法などに関する話し合いについても29.5%にとどまっている。

アンケート結果からは、市役所全体で日頃の研修や職場での話合の機会が不足していたと考えられる。適正な入札事務の執行について、職員の意識向上を目的とした研修を行うとともに、定期的に倫理強化期間を設定するなど、各職場で十分に意識醸成を図る場を設け、形骸化させない仕組みを検討すべきである。特に入札事務を行う部署においては、

定期的な研修と職員の意識確認を行うべきである。

今回の事件では、上司であった元職員からの指示も影響していたことが確認できた。職員の立場や関係性によっては、不正に関する指示や示唆、暗示などを受けることも考えられる。また、業者からの不正の働きかけも想定される。加えて、入札で不調が続くと、業務に支障がでるため落札してもらいたいという気持ちも働く可能性もある。

不正に関する指示や働きかけを受けた職員が 1 人で抱え込むことがないよう、組織と して対応する風土づくりや職員に対する一層のケアを検討すべきである。

# 8 公益通報の周知

前橋市では、外部窓口(弁護士)及び内部窓口を設置し、公益通報制度を運用しているが、職員アンケートの結果では、公益通報制度を知っている職員は59.9%にとどまっている。公益通報制度は非違行為の抑制及び探知の機能を有することから、職員に対して公益通報制度の周知を図り、その利用促進の工夫を検討すべきである。

# 第5 総括

今回の事件の要因は、「元上司からの指示に応えたいという薊礼二自身の気持ち」や「薊 礼二と業者との長年にわたる業務上でのつながり」の2点が考えられ、不正の要求を断る ことができず、予定価格を漏えいしたと考えられる。

市政遂行のためには、職員と業者の協力が必要であるが、必要以上に親しい関係にならないよう、業者との接点は業務のみに留め、外部から疑念を持たれることがないよう、職員一人ひとりが意識して業務に取り組む必要がある。

また、上司などからの指示であっても、公務員としての倫理に優先して不正の指示に従 うことがないよう、職場環境の構築及び職員の倫理意識を向上していく必要がある。

一方で、事件を未然に防ぐことができなかった入札制度や組織体制などにも原因があったと考えられるため、再発防止を目的として、入札制度の改正や組織体制の構築を検討すべきである。

今後、研修などを通じて職員の意識啓発を行っていくと考えられるが、職員個人の倫理 意識に委ねるだけではなく、組織として不当な要求に屈しない対応や仕組み、制度を構築 し、市政の健全化に努めていただきたい。